# 複合市民施設に関する調査特別委員会記録

## 令和5年10月19日(木)午後3時57分~午後4時42分(908会議室)

### 〇出席委員(11名)

| 委 員 | 長 | 小松  | 良行 | 副委員 | 長 | 佐原  | 真紀  |
|-----|---|-----|----|-----|---|-----|-----|
| 委   | 員 | 浦野洋 | 太朗 | 委   | 員 | 佐藤  | 勢   |
| 委   | 員 | 根本  | 雅昭 | 委   | 員 | 二階當 | 趁利枝 |
| 委   | 員 | 後藤  | 善次 | 委   | 員 | 沢井  | 和宏  |
| 委   | 員 | 川又  | 康彦 | 委   | 員 | 村山  | 国子  |
| 委   | 員 | 真田  | 広志 |     |   |     |     |

#### ○欠席委員(なし)

#### ○議題

- 1. 議場の内装について
- 2. 議会図書室について
- 3. 当局説明について
- 4. その他

午後3時57分 開 議

(小松良行委員長) ただいまから複合市民施設に関する調査特別委員会を開催いたします。

議場の内装についてを議題といたします。

前回、議場の内装及び家具等の配色について当局より3つの案が示され、その中からA案とC案を候補として会派に持ち帰りいただきましたが、本日はその協議の結果について各会派よりご報告をいただきたいと思います。それぞれ会派でどんな協議があったのかということや、意見なども添えてお話しいただいても結構ですので、指名しますので、各会派からお願いをいたします。

まず、真政会さん。

(二階堂利枝委員) 真政会といたしましては、会派12人全員でA案、C案のサンプル、見本を見て、 県内産の木材を使用する観点からや、新しい庁舎としての明るいイメージといたしましても、僅差で はありましたが、多数決の結果、A案となりました。

(小松良行委員長)次に、市民21さん。

(沢井和宏委員) C案でお願いします。

(小松良行委員長) 公明党さん。

(後藤善次委員) A案2人、あとそのほかの2人についてはどのようになっても問題はないだろうというご意見からA案ということになりました。

(小松良行委員長) 真結の会さん。

(根本雅昭委員) 僅差とはなりましたけれども、話合いの結果、A案ということになりました。

(小松良行委員長) 共産党さん。

(村山国子委員) やはり明るいイメージのほうがいいだろうということでA案になりました。

(小松良行委員長) ありがとうございました。今回の議場の内装については、正副委員長手元で前回 委員会での協議結果を議長、副議長にもお伝えし、委員会で協議を進めていく旨を報告してあります ので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、各会派からご意見をいただきました内容を踏まえて、改めてご意見がある方はお述べいただきたいと思います。後ほど決めていくことになるのですが、特に、賛否というよりも皆さんの意見の一致を、平和裏にという言い方は変ですけれども、図れればというふうに思っておりますのですけれども、市民21さん、ただいまのご意見どうでしょうか。

**(沢井和宏委員)** 私個人としてはAがよかったのですけれども、僅差ではないね。Cのほうが圧倒的ではないですけど多かったのですね。

(小松良行委員長)では、お持ち帰りいただいて、その点こういった各会派のご意向も踏まえた上で ということでご了解いただけるでしょうか。

(沢井和宏委員)はい。各会派さんともいろいろ案があったようでありますので、うちのほうもいろいる、ただ会派としてはCという意見が出ただけであって、全体的にAであれば、殊さらAで駄目だというようなこともないと思いますので、よろしくお願いします。

(小松良行委員長)では、各会派のご意向を伺ったところでありますが、ただいまご発言を促し、ご 回答いただきました市民21さんについても会派持ち帰り、了承を得ていただけるものであろうという ことでございますので、ただいまの会派の意見開陳の中でA案ということで進めていくことで全員の ご了解を得られますでしょうか。ご異議ございませんか。

#### 【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**(小松良行委員長)** 異議なしということで、それでは議場の内装についてはA案で進めることにいた したいと思います。ありがとうございました。

この件については以上とさせていただき、当局へも正副委員長手元で協議結果をお伝えいたします。 なお、無所属の三浦議員については、前回の委員会での協議の内容もお伝えしておりまして、今回 の結果についても連絡したいと思います。

では次に、議会図書室についてを議題といたします。

議会図書室内に配置すべき備品の案について、資料を準備しておりますので、事務局より説明をさせます。

(議事調査課調査係長) それでは、資料ですが、GGのR5.10.19、議会図書室の備品についてという データがございますので、お開きいただければと思います。よろしいでしょうか。こちら資料の上の レイアウトになりますが、こちらが新しい議会図書室のレイアウトになります。黒線の枠が議会図書 室の枠になりますが、その中の赤線で書かれているもの、こちらについては備品として入れる必要が あるものということで、今回どのような備品が必要かというものの案として提示させていただくもの でございます。

部屋の周囲、上と、それから左側に長方形の四角がずらっと並んでございますが、こちらにつきま しては一般的な本棚を壁側に配置してはいかがかというような案でございます。

それ以外につきましては、真ん中ほどに、縦書きになってしまっておりますが、新聞架というような長方形がいっぱい並んだものがございますが、こちらは何かといいますと、レイアウト図の下に写真がございますが、一番左下、木製新聞差しというもの、こちらはあくまでも現段階のイメージでございますが、新聞を入れる棚を設置してはいかがかというものでございます。現在ですと、事務局のテーブルのところに新聞がずらずらっと置かれているような状況になっておりますが、議会図書室がきちんと整備されれば、そちらのほうで閲覧しやすくすべきではないかということで、新聞を置いておく棚を設置してはいかがかというものでございます。

ここから下のほうに行きますと、今度新聞整理棚というような文言ございますが、写真でいいますと先ほどの新聞差しの上の段に新聞の収納棚ということで、こちらそれぞれの新聞の種類ごと、民報さんだったり、民友さんだったりという新聞の種類ごとに数週間分きちんと保管しておける棚を置いておけば、ちょっと前の新聞を見たいとなったときにすぐに取り出せるといったようなことで、こういった新聞の整理棚も必要なのではないかというような案でございます。

それから、先ほどの新聞架の隣に雑誌架というものがございますが、こちらにつきましては写真の右下、端っこに雑誌架というものがございますが、雑誌などを立てかけて表紙などを正面から見やすく置けるものでございます。そうすると、ちょっと時間がたったものについてはその下の棚に収納できたりというようなことで、雑誌のみではなく、新しく入った本などもまずは最初ここの見やすいところに表紙を見えるような形で置くような形にすればよろしいのではないかというものでございます。なお、新聞架の隣に長方形が2つございますが、こちらの幅でいくと雑誌架が2つ背中合わせに置けるぐらいのスペースになっているというような形になっております。2つ置くのかどうかという形にはなりますが、こういったところで見やすい、こういったものも必要ではないかというような案でございます。

雑誌架の上でございますが、こちら机、椅子がございます。この議会図書室の広さと、それから周りの本棚との間の間隔などを考えますと、ここにはテーブルが1つと、それから4人がけぐらいの椅子は置けるスペースになるのかなというようなものでございます。なお、図書館などですと完全な閲覧用ということで、お一人お一人の間が区切られているような閲覧スペースの机などもございますが、

今回こちらのほうでは通常のテーブル形式のもので案を作成させていただいております。といいますのも、こちら全て今回先ほどの新聞棚等も含めまして市立図書館の職員などともいろいろ協議させていただきましたが、お一人お一人の閲覧スペースをつくってしまうと、それはそれでも結構なのですが、例えば先ほど雑誌を、新聞を置くなど説明をさせていただきましたが、一人一人のスペースだとちょっと新聞を広げるには狭かったりというようなこともございますし、あとはテーブルであればちょっとした打合せ協議なども可能なのではないかということで、テーブル形式の案とさせていただいているようなものでございます。

こちらにつきましては備品として入れてはいかがかというようなものでございます。

今ほどのテーブルの中、テーブルの右下、ちょっと黒く表示されてあるもの、これがパソコンを置いた場合の想定でございますが、こちらパソコンにつきましては、改選前のこちらの特別委員会の委員長報告におきまして記載されておりますが、パソコンの議会図書室への設置につきましては、東日本大震災前の庁舎建設の特別委員長報告におきまして、パソコンなどを備えた実用的な閲覧スペースを設けるべきというような過去の、昔の委員長報告がございました。それを踏まえまして、改選前のこちらの複合特別委員会で協議をいただいた中での前回の委員長報告の中では、現在においては議員全員にタブレット端末が貸与されていると、そういった状況を踏まえまして、タブレット端末を含めたICTの活用について引き続き検討していく必要があるというような委員長報告となってございましたので、現状の中でパソコンを入れるということも入れないということも決定はしていないというような状況でございました。

それを踏まえまして、資料を替えていただきまして、今は備品でございますが、次に議会図書室パソコン設置についてというもう一つの資料がございます。こちら資料を替えていただければと思いますが、よろしいでしょうか。こちら議会図書室のパソコンにつきまして、まず1番につきましては他市の事例でございます。柏崎市、それから岡崎、岐阜、甲府とございますが、岡崎から甲府につきましては改選前のこちらの特別委員会で視察に行った都市になります。事例で申し上げますと、岡崎市につきましては、過去にパソコンを設置して有料データベースなども加入していたけれども、利用が伸び悩んで撤去されたという経過があったということを聞いております。岐阜市においては、もともと設置はしていない。甲府については、パソコンの設置はされている。ただ、何に使っているかというと、この議会図書室の中の蔵書を管理するというエクセルを使っているだけの状態だというようなことでございます。一番上、柏崎市ということで、こちら例を挙げさせていただいておりますが、柏崎市につきましては、議会図書室のアクションプランというものをつくりまして、パソコンを設置していると。現状では、i JAMPというデータが日々更新されるようなデータベースがございますが、ただ聞き及んだところ利用は二、三人の方が時々使っているということで、なかなか伸び悩んでいるというようなことでございました。こちらがパソコン設置の他市の事例でございます。

次に、2番といたしまして、パソコンを設置した場合の費用ということでございます。こちらリー

スした場合の費用ということで上げさせていただいておりますが、パソコンを1年間リースした場合ですとおよそ12万4,000円程度かかるかな。プリンターも例えば併せて設置した場合ですと合計で20万円強はかかるというようなことでございます。

最後に、最初の柏崎ですとか岡崎の事例で有料データベースというものがございましたが、仮にそういった有料データベースを導入するとなりますと、柏崎市で入れているiJAMPというようなデータベースでございますと、議員の皆様全員分、35名分で加入しようとすると年間180万円、それからそれと似たような違う会社でやっているようなところですと、ちょっと安くて52万円というものもあるというようなことで事務局としては確認してございます。このような内容を踏まえまして、当議会図書室の中にパソコンを設置すべきかどうかというところも協議をいただければと考えてございます。

議会図書室の備品につきまして説明は以上でございます。

(小松良行委員長) ただいま議会図書室内の備品について説明いただきましたが、ご意見のある方が あればお述べいただきたいと思います。

なお、過去のデータの中に、今事務局からお示しいただいたのは議会図書室のみの平面図案でありますけれども、全体を見て、例えば入り口部分などはガラスで、廊下側から中が見通せるといった状況になっていること、当然ドアがあるこっち側は廊下で、ちょっとしたたまり場といいますか、言い方あれですけれども、ソファーを置いた状況に現状としては、原設計ではそのようになっているというようなところも併せてご覧になっていただけるとよろしいかというふうに思います。

では、ご意見のある方がいらっしゃればお述べいただきたいと思います。

(沢井和宏委員) 時事通信社の i JAMP、それは I Dを 1 個だけ取得して、議員共通で、シリアル I Dを全員で共通して、例えば図書室にパソコンを置いて、そこから検索できるような、そういう使い方はできるのかどうか、そうすれば何も、35人で184万円はいかにも法外なあれなので、そんな使い方ができるのかどうかちょっと。

(議事調査課調査係長) そういう使い方ができれば一番よろしいかなと事務局でも考えましたが、会社とすればそれをするとなかなかもうけにならないので、そういったことはご遠慮いただきたいというようなことでございました。

(川又康彦委員)確認ですけれども、新しい議会図書室になった際に、今の図書室のものというか、 書庫に入っているのはこの中に全部入るということでいいのですか。年度によって例えば廃棄すると か、そういったことは考えているのか、そのままこのスペースで全部入るということも含めてそうい うふうになっているのかちょっと確認したいのですけれども。

(議事調査課調査係長) 図書の部分でよろしいですか。

(川又康彦委員) 図書。

(議事調査課調査係長)図書については、スペース的には全て入るスペースが確保されます。ただ、

実際に持っていくのか、全く見られないようなものはこれを機に処分して構わないものがあるかとい うのは今後整理する必要があるかと思います。スペースとしては全て収まるスペースがございます。

**(後藤善次委員)** i J AMPの機能というのですかね、司書機能というのかな、レファレンスというのですか、その辺の機能的なものをちょっと教えてもらえますか。

(議事調査課調査係長) i JAMPの機能ですと、インターネットになりますので、インターネットでそこのホームページにアクセスすれば様々な情報が見られますし、IDを取得すればそのアドレスに毎日メールで今日のトピックというのはこういうものですよといったような行政関係であったり、そういった情報が送られてくるというような形になりますので、プッシュ型で必要な情報が送られてくるようなサービスになります。

(後藤善次委員) これまでの議会図書室の使い方は、あまり利用度が高くなかったという状況で、今後どのように議会図書室を使いこなしていくかというのは i JAMPも含めてもう少し使い方をこういう使い方ができれば便利でないのかなというところまで押し上げないと、今の段階でこの選択をするって結構大変なのではないのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(小松良行委員長) そうしたご意見がございますが、関連して。

(川又康彦委員) 図書室で情報を引っ張れる場所という形で書いていらっしゃると思うのですけれども、以前、特に47行政ジャーナルというか、新聞の過去記事の検索についてのサービスについて、政務調査のほうでできないのかということを質問したところ、今のところはできないという答えをいただいて、図書室で使うのか、例えば1人ずつIDが来るというのであれば、別に図書室に行く必要ないわけで、そこのところを図書の話というよりは、もしこの話をするのであれば議会改革の中で、もしくは政務調査の検討委員会のほうで諮っていただくか、そういった方向でやったほうが私はしかるべきなのかなとは考えます。

(小松良行委員長) 細かい話はどういう図書を蔵書するか、例えば週刊、月刊などで購読するものを何にするのかとか、現状のままということであればそれはそれでいいでしょう。改めて図書委員会とか、小学校みたいになってしまいますけれども、図書室委員会で検討されるべきものなのか、様々ご意見があろうかと思いますけれども。

(真田広志委員) 今そもそも議会図書室というのは、地方自治法の100条か何かで保管しなければいけないものというのは決まっているのですよね。たしか政府の刊行物であったりとか、あと県関係の刊行物に関しては議会図書室に保管しなければならないという規定があって、それらも含めて、例えば定期購読物って今議会でもガバナンスだったり、幾つか定期購読していると思うのだけれども、今、官報だったり、ガバナンス、そういった定期購読物に関してはどの程度の量があります。その辺のあれが分からないとどのぐらいの棚を置いたらいいのかとかその辺もちょっと分かってこないのかなという感じがしていて。

(議事調査課調査係長) 真田委員おっしゃいますように、まず官報は必ず議会図書室に設置しなけれ

ばならないと定められております。官報はやはり日々結構な量が来ますので、それを例えば全て設置するとなると、棚の量というのはこのぐらいあれば、今1年保管して、あとは古いものは処分してという形になりますので、そういった保管方法であれば棚は足りるのかな。今後官報についてのペーパーレスの動きというようなものも今報道がされておりますので、そうなった場合にはもう棚も必要なくなってくる可能性も今後はあるというようなことにはなります。雑誌類でございますが、委員おっしゃいますようにガバナンス等を購入しておりますが、このぐらいの棚があれば足りる量なのかなということでのご提案になります。

(真田広志委員) 例えば今全国議長会の資料なんかも、もともとは紙媒体で来ていたのだけれども、 そういったものもデータでいいのかとか、いろんな問合せありますよね。官報なんかも今そういった 動きが来ているのでしょうけれども、今のところは紙媒体で保存しなさいというような状況になって いるのですか。物によるのでしょうけれども、どういう状況なのでしょうか。

(議事調査課調査係長) こういう状態で保管しなさいという指示はないのですが、今は紙で来ておりますので、紙で保管しております。ただ、今後ペーパーレスになるというのが全く選択できずにペーパーレス化されてしまうのか、紙もペーパーレスも選択できるようになるのか、そこはちょっとまだ不透明でございますので、その辺は今後の動向というものを見ていく必要があるかと思います。

(真田広志委員) そうだけれども、そもそも地方自治法の100条に規定している保管しなければならないの定義がまだ多分明確になっていないと思うのだけれども、議長会なんかの資料に関しては官報の中に入ってこないという扱いになっているので、データがあればいいのだろうけれども、自治法の規定自体、まだおそらくその辺を改正されない限りは紙媒体での保管が義務づけられているのだと思うのだけれども、そういった考えでよろしいですよね。

(議事調査課調査係長) おっしゃるとおりでございます。

(真田広志委員) それを基にしてどの程度のスペースが必要なのかということも考えていかなければ いけないということなのですね。了解しました。

(後藤善次委員)前の委員長の報告の中に、公立図書館との連携体制を構築して、図書室の蔵書の配置とか管理体制というのは公立図書館との連携をきちんと構築するべきであるというような文言が入っていました。このことについては、今後どういうふうに取り組んでいくようになるのかなと思ったのですが。

(議事調査課調査係長) おっしゃるとおり、委員長報告で公立図書館との連携ということがうたわれておりますので、最初の段階といたしまして、こちらのほう備品でどんなものを入れるべきかというところを今回市立図書館のほうの司書と相談して、こういったものがよろしいのでないかというような助言を受けたところでございます。今後としましては、蔵書の選定方法であったり、それから本を例えば購入するというだけなのか、議会図書室としてある程度一括して複数冊の本を定期的に借りて、それを戻すというようなことも可能なのかといったような、そういったサービス面、それから委員長

報告にもありましたように、図書館司書のレファレンスサービスというものを議会図書室とどのよう につなげられるのかと、そういったものを今後開館、オープンまでに協議していかなければならない と考えてございます。

(後藤善次委員) どうするかと。

(小松良行委員長) ここで決めるというようなことではないのかな。

(村山国子委員) レファレンスだったのですけれども、ここの図書室にパソコンを置かなくてもこの タブレットから検索というか、そういうのというのは可能にはもうなっているのですか。ホームペー ジ見ると検索はできるのです。そうすると、わざわざここに、図書室に置かなくてもこのタブレット からそういうことは可能ですよね。

(議事調査課調査係長)レファレンスとなりますと、一般の市民の方でも実は使えるサービスになっていまして、こちらはパソコンも何も必要なく、例えば市立図書館なら市立図書館のほうに例えば再生可能エネルギーについての調査をしたいのだけれども、最新事例の本はないですかといったような、そういう大まかな自分が必要な書類を尋ねれば、それに対しての資料というものを図書館のほうで探してくれるというものになりますので、特に機器が必要だというものはございません。

(後藤善次委員) どこから手つけていいのだか分からない。

(小松良行委員長) そうですね。ただ、今様々なご意見ありました中で、パソコンを置くのかということは、先ほど事務局のほうから説明もあったとおり、震災前の委員長報告の取りまとめの中であった。今はこうして皆さんタブレット端末を持って調べ物や様々議会資料も閲覧できることから、パソコンとプリンターを毎月の使用料がどのくらいなのかあれですけれども、20万円以上もかけて今さらここに置くというのは、その必要はないのではないかなというふうなこと。データベースの利活用については、どの程度議員各位として必要、利用度があるのかというようなことも十分これから検討の必要はあろうかというふうに思いますけれども、まずはパソコンの設置については、どうなのですか。今はもう費用負担というようなことも考えれば、誰もそんな人の触った、人の触ったのなんて、要らないのではないかなというようなことや、今後有料データベースなんかもこういったタブレットの検討会の中で様々な有料データだったりとかということも調査が進められていくものであって、図書室に置くかというふうなところにおいては、以前の委員長報告から時代が、時期を経て随分後退していっているのかなというふうな思いを持つところではあろうかと思っています。

あと、中に置く備品などについても今様々な質疑応答がございましたけれども、蔵書数によって様々変わってまいりますが、その辺も今後十分精査した上で配置していく。ただ、必要なものとしまして、こうした新聞収納棚であったり、新聞差しであったり、あるいはこういったビブリオ、いわゆるパンフレットなどを置く棚であったりとか、あと雑誌架といったようなものについては、ほぼほぼ皆さんも必要性というふうなものではご理解がいただけたのかなというふうには思っておりますけれども、必要量に応じてこの辺はちょっとフレキシブルに考えていくということで、今後の課題、当然こ

こに必要な書籍がどの量だけ、今後どれだけ利用頻度も含めてあるのかとかということも何らかの機会にこれは調査していくことは必要になってくると思います。現段階では、勝手に整理させてもらっていますけれども、パソコンを置くということは前提に考えなくてもいいだろうというふうなご意見のように受け止めました。また、今後の備品に関しましても、蔵書数等との兼ね合いから最終的には決定されていくものであろうけれども、このような配置と、必要なものというようなことではこのような中身でおおむねご理解いただけているというふうな認識でよろしいですか。

**(真田広志委員)**基本的に議会図書室の在り方としては、いわゆる専門書なんかをしっかりと置いて おきましょうねと。専門図書というのは、活動に資するべきいわゆる専門の書を置いておきましょう ね。ただ、スペースにも限りがある中で、例えば専門書なんかに関してもこれからデータ化をされた 中で保管していくということも必要だと思っているのです。おそらくタブレットの中に保管できるも のってすごく限りがあって、私なんかも個人フォルダーとかつくりながら、端的な例だけれども、例 えば何とか福祉計画とか、いろんなもの自分の個人フォルダーの中にがんがん、がんがん入れ込んで いっているのです。多分限界が出てくるだろうなと思っているの。そういったものも含めて、さらに 言えば専門書なんかも含めて、どこかに保管しておかなければいけないというときに、個人のタブレ ットでは多分限界が出てくるだろうなと思っているのです。そういったものを閲覧するためのパソコ ンという、そういう用途として使うのであればそういったものもひとつ必要なのかなと思うのだけれ ども、どうなのでしょうね。おそらく今紙で一々買わないですよね。そういったものを閲覧する、そ れぞれのタブレットの中に保管しておくわけにもいかないのでしょうから、私は図書室の中のパソコ ンのイメージってそういったイメージをちょっと持っていたのだけれども、その辺の考え方ですよね。 **(議事調査課調査係長)**委員おっしゃいましたように、今電子図書というのも市立図書館でもやって おりますので、今後専門書についてもそういったデジタル化というのがおっしゃるように進んでくる のかもしれません。そういったときにその専門書がデジタルでしかないというような場合に、それを どうするのだとなってくると、委員おっしゃるようにタブレットの個人フォルダーとなってくると、 タブレットそのものになってくるので、それはやはり限りがあるという形になってまいります。では、 そこでどうするのかというところまで、すみません、今ちょっと事務局ではそこまでの想定はしてご ざいませんでしたので、議会図書室のパソコンでそれを保管するというような認識まではしてござい ませんでしたので、そこも必要だということであれば検討しなければならないかもしれない。

(真田広志委員) 例えば専門書ではなくて行政資料だけでも、私今まで自分の家に紙媒体で保管していた。例えば公共交通網形成計画だったりとか、いろんな計画があるわけではないですか。保管できる部分はパソコンの個人フォルダーの中に入れたりとかしているのだけれども、そういったことも含めて、では、今までは狭い図書室の中に、現状あるものはある、ないものはない。たまに私見に行くのです、自分の家まで取りに行くの面倒くさいなんていうときに。今そういったものもインターネット上で検索できるようにはなっているのだけれども、そういったもの、例えば昔は図書室の中に幾つ

か置いてあるのだけれども、年度によってないものってあるのだよね。例えば福島の教育なんていうものを取っていったときに、ここの学校の生徒数ってどのぐらいで編成しているのだろうというところを個別に見たいとき、福島市の教育という雑誌自体も結構閲覧したりとかするのです。そういったときに、震災前まではこのぐらいいたのだけれども、その後このぐらいまで減ったよねって物すごく重要な資料だと思っているの。そういったものをしっかりどこかで、データであれば、しっかり紙媒体で保管できないのであれば、そういったパソコンどこかには保管しておかないと、我々それこそ調査研究していけないのではないかな。この前も福島で例えばそういった話で教育委員会に一々いろんなことやってもらったりとかするのだけれども、そんなことは本来議会で、我々自分でやらなければいけない仕事なのだと思うのです。そういったことも考えていくと、そういった行政資料というのはきっちりと保管しておく必要性はあるなと思って。

ついでに言わせてもらうと、例えば除染とかだって我々議会の中で取り組んできた、震災の後の放射線の対応とか、そういったものって我々福島市議会しかやっていないことっていっぱいあるわけです。私の部屋に行くとそういったデータこんなにあるけれども、大げさではなく。ああいったもの私もさすがに置き切れないよねと、子供も大きくなってきて、自分の部屋が狭くなってくるぐらいの感じになってくると。それどうやってどこで保管していくのということもしっかり考えていかなければいけないなと思っています。そういった意味で、そういった使い方がしっかりできるのであれば、パソコンでも何でも議会専門の図書として置いておくべきだなというふうに私はちょっと思ったので、ご意見として言わせていただきます。

(議事調査課調査係長) 真田委員おっしゃるとおりかと思います。1つ当局の各部署で作成しているような年次の報告書など、そういったものについては議会事務局のほうに必ず保管しておくべきものであるのですが、ただここ近年なかなかそれがきちんと整理されていないという現状は委員おっしゃるとおりでございますので、そこは改善していかなければならないと考えてございます。では、それを今後デジタルの部分も含めてどうしていくのだということで、サイドブックスのトップページ、データで各種事業の内容の情報なんていうぺらっと1枚とご覧いただけますでしょうか。見ていただくと、令和4年度福島市の生涯学習、社会教育ということで、これ今1つしかないのですが、これこの冊子が紙の配付をやめたというようなことがございまして、ではどうするのだということで、今回リンクということでこのような形にしているのですが、例えばこのようにきちんと紙媒体がなくなったようなものも議会図書室としてホームページに掲載されているかいないかということを把握して、掲載されているのであればそれのリンクをどんどん増やすといったような形でデジタルに対応した保管というのは必要だなということは認識しておりますので、今後、今これ1つしかなくて大変申し訳ないのですが、これをきちんと体系化してつくり上げていくというようなことは重要かと認識しております。委員おっしゃるような除染のときの重要な資料をどうしていくかというところまではちょっとまだ事務局でも考え及んでございませんでしたので、今後検討していく必要があるものと考えてござ

います。

(沢井和宏委員) 今の点について、前、どこの市だったか忘れたのですけれども、やはり我々議員として必要なのは当局の持っている資料がどれだけ見られるかというのは1つあると思うのです。ある市では、議会の図書室の中に各部局ごとの資料が結構棚があって、これは使えるよねと。一々当局に問い合わせなくてもそこにある資料、ただ全部紙媒体になってくると大変なので、できればそれをディスク化してもらうとか何かして縮小していけばもっとなるのかなというのが1つありました。

あと、前回話し合った中で、やはりパソコンは要らないかなという方向では話は動いていたのですけれども、その代わりやはり市の図書館の司書の方と連携を取ったレファレンスサービスを、例えば結構必要なのは視察に行ってこういうことを調べたいのだけれども、どこの市に行けばいいのだとか、そういうこととか、一般質問でこんなの調べたいのだけれども、ほかの市での実績はどうなのだというのが結構多いかもしれないのです。そういうときに例えば議会事務局に行って、用紙にこういうことって書けば、それが市の図書室に送られて、ちょっとパソコンで調べるようにすぐは出てこないかもしれないけれども、何日か置いてこういう資料がありましたというレファレンスをしてもらうと、1人で探すよりも結構見つけることにおいてはいいのかな。そういうのを充実させることによってパソコンを置かないことができるのではないかななんていう、前回はそういう話合いの方向でいったかと思います。

(後藤善次委員) パソコンを設置するかしないかのレベルに戻りますけれども、どうも私のイメージでは、ハードの部分を整備すると、備品として扱った場合に何となくバージョンアップしていくということがなかなか難しくなる。システムもさることながら、中のアプリであるとか、そういうものを更新していくとか、OSも含めてですよね。OA機器はどうしても進歩が早い部分がありますから、一度入れたものを更新するとなると、これ20年近く使うというOA機器の時代でないような気がするので、ハードを設置することについてはやはりそういうことも加味していかなければいけないのかなと。もっともっと、身近にタブレットがあるので、その利用方法というのですかね、真田委員が言われたように情報をどうやってストックするかというのも個人のレベルでの問題になってくると思いますので、そんなところでハードの整備についてはなかなか難しいような私は気がするのですけれども、一つの意見です。

(小松良行委員長)様々ご意見がございましたけれども、今日ここで何かを決めなければならないという段階ではまだございません。ただ、これらいろんな意見を踏まえた上で調整を継続して進めていくということで、この辺にさせてもらいたいと思います。ありがとうございました。

次に、当局説明についてを議題といたします。

前回委員会でも確認いたしましたけれども、仮称市民センター整備について、設計内容の進捗や今後の見通し等について説明を受けるために当局説明を行いたいと考えております。

正副委員長手元で当局説明案を作成いたしましたので、タブレットの当局説明案をお開きいただけ

ればと思います。日時でありますけれども、令和5年11月7日火曜日10時からであります。説明を求める内容につきましては、仮称市民センターの整備についてであります。

このような内容で当局説明を行いたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) ご異議ございませんので、そのようにさせていただきます。

次に、その他ですが、正副からは以上となります。

皆さんから何かございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(小松良行委員長) なければ、以上で本日の複合市民施設に関する調査特別委員会を閉会いたします。 午後4時42分 散 会

複合市民施設に関する調査特別委員長 小 松 良 行